

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市条例第1号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「10,000,000円」を「13,000,000円」に改める。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第9条第3項の規定は、令和3年5月以後に支給する診療手当について適用し、同月前に支給する診療手当については、なお従前の例による。

（大和市国民健康保険条例の一部改正）

- 3 大和市国民健康保険条例（昭和34年大和市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。